

平成29年10月18日

社会福祉法人 はりまいのちの電話
理事長 福田 和臣 様

姫路市長 石見 利勝



税額控除にかかる証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

有効期間

平成29年10月18日 から平成34年10月17日 まで